

青森県報

第八百六十四号

令和七年

一月十七日

(金曜日)

目 次

訓 令

○青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

告 示

○災害救助法の適用……………(健康医療福祉政策課) ……一

公 告

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(会計管理課) ……二

選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……二

人事委員会

○人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇等)の一部を改正する規則……………(事務局) ……二

訓

令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年一月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

9 前各項の規定にかかわらず、職員から職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項並びに第六条第二項第三号及び第七条第三号に規定する申告があつた場合における当該職員の勤務時間を割り振らない日(同条例第三条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。)及び勤務時間は、所属長が別に定める。

10 前項の勤務時間中、午後零時から午後一時まで休憩時間を置く。ただし、一日の勤務時間が七時間四十五分を超えない場合にあつては休憩時間を午後零時から午後零時四十五分までとし、一日の勤務時間が六時間を超えない場合にあつては休憩時間を置かず、及び終業の時刻を午後七時十五分以後に設定した場合にあつては、午後零時から午後一時までの休憩時間のほかに、休憩時間を午後六時から午後七時まで置くことができる。

附 則

この訓令は、令和七年一月二十六日から施行する。

告

示

青森県告示第十七号

令和六年十二月二十八日からの大雪により発生した災害について、次のとおり災害

救助法（昭和二十二年法律第百十八号）を適用した。

令和七年一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 適用期日 令和七年一月四日

二 適用地域 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和六年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和七年一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

二の表中

一葉園

十和田市大字深持字松森六の五

を

特別養護老人ホーム一葉園

十和田市元町西五丁目一一の三一

に改める。

人事委員会

人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十七日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正）

第一条 人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条、第五条、第七条」を「第三条」に改める。

第二章中第二条の前に次の五条を加える。

（勤務時間条例第三条第三項の適用除外職員）

第一条の二 勤務時間条例第三条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる職員のいずれにも該当しない職員

ア 小学校就学の始期に達するまでの子（勤務時間条例第八条の三第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第六条の三第二項、第六条の六第二項、第六条の九第二項及び第十四条第一項を除き、以下同じ。）又は小学校、義務教育学

校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

イ 勤務時間条例第十五条第一項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員

二 定年前再任用短時間勤務職員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）

三 育児短時間勤務職員等（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）

（勤務時間条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

第一条の三 任命権者は、勤務時間の割振り等（勤務時間条例第三条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第三条第二項並びに第十二条第一項第五号及び第十九号を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第一条の六までにおいて同じ。）を行う場合には、勤務時間条例第三条第三項に規定する申告を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

一 第一条の六第一項に規定する単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（当該単位期間が一週間である場合にあつては、当該単位期間）につき一日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。

二 一日につき四時間以上の勤務時間を割り振ること。

三 前二号の規定にかかわらず、休日（勤務時間条例第十条第一項に規定する休日という。以下同じ。）その他人事委員会が定める日については、七時間四十五分の勤務時間を割り振ること。

四 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時までの間（任命権者が、職員

が勤務する部署の業務の状況を考慮して特に必要がある場合は、人事委員会と協議して定める間）において、標準休憩時間（任命権者が、職員が勤務する部署の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、一日につき四時間で任命権者が部署ごとにあらかじめ定める時間帯に、当該部署に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。

五 始業の時刻を午前七時以後に、終業の時刻を午後十時以前に設定すること。

（勤務時間条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振り等の変更）

第一条の四 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

一 勤務時間条例第三条第三項並びに第六条第二項第三号及び第七条第三号に規定する申告があつた場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

二 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければならない公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会が定めるところにより変更するとき。

（勤務時間条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振り等の申告）

第一条の五 勤務時間条例第三条第三項に規定する申告は、第一条の三に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに第一条の二第一号ア又はイの職員であることを明らかにして行わなければならない。

（単位期間等）

第一条の六 勤務時間条例第三条第三項の人事委員会規則で定める期間（第三項において「単位期間」という。）は、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

2 任命権者は、勤務時間条例第三条第三項に規定する申告をした職員について、第一条の二第一号ア又はイの職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

3 勤務時間の割振り等が行われた職員は、第一条の二第一号ア又はイの職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に報告しなければならない。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日

までの間、引き続き、その該当しないこととなった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

第二条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二条の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「」及び「」という。）」を削る。

第三条第一項中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）」に、「同条」を「勤務時間条例第五条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日）をいう。第十二条第一項第五号及び第十九号において同じ。）が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等（勤務時間条例第八条の五第一項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

一 週休日の振替（勤務時間条例第五条第一項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

二 勤務時間を割り振らない日の振替（勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

三 四時間の勤務時間の割振り変更（勤務時間条例第五条第一項の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。）

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（休憩時間）」を加え、同条を次のように改める。

第四条 任命権者は、勤務時間条例第六条第二項第一号に該当することにより同条第一項の規定によることが困難である職員の休憩時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

2 任命権者は、勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合（勤務時間条例第五条第一項の規定により当該勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合を含む。）において勤務時間条例第六条第二項第二号又は第三号に該当することにより同条第一項の規定によることが困難である職員の休憩時間について、人事委員会の定めるところにより、別に定めることができる。

3 勤務時間条例第六条第二項第三号に規定する申告は、勤務時間条例第三条第三項に規定する申告をする際に、併せて、人事委員会の定めるところにより、休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻を明らかにしなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間条例第七条第一号に該当するとして休憩時間を一斉には置かないことができる。

一 交替によって勤務させる場合

二 同一公署内において勤務場所を異にする職員がいる場合で、公務の運営上必要があると認められるとき。

三 危険防止上必要があると認められる場合

四 前三号に掲げる場合のほか、任命権者が職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があると認める場合で、休憩時間を一斉には置かないことが休憩の自由利用を妨げず、かつ、勤務を過重なものとしないと認められるとき。

2 勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合において勤務時間条例第七条第二号又は第三号に該当すると認められるときは、休憩時間を一斉には置かないことができる。

3 前条第三項の規定は、勤務時間条例第七条第三号に規定する申告について準用する。

第五条第二項中「任命権者は、」の下に「勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは勤務時間を割り振り、又は」を加える。

第六条の三第一項中「（勤務時間条例第八条の三第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。

次項、第六条の六第二項、第六条の九第二項及び第十四条第一項を除き、以下同じ。」を削る。

第六条の十二中「勤務時間条例第十五条第一項に規定する要介護者（以下「及び」「という。」を削る。

第六条の十五第二項中「（勤務時間条例第十条第一項に規定する休日という。以下同じ。）及び代休日（同項）を「及び代休日（勤務時間条例第十条第一項」に改める。

第八条第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第十条第一項中「及び育児短時間勤務職員等」を「、育児短時間勤務職員等及び勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間が割り振られた職員」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第一項第五号及び第十九号中「週休日」の下に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第二項中「及び育児短時間勤務職員等」を「、育児短時間勤務職員等及び勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間が割り振られた職員」に改める。

第二十五条中「得て、週休日」の下に「、勤務時間を割り振らない日」を加える。

（人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第四条中「週休日の日数を差引いた」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第一項、第四条、第五条第一項（勤務時間条例第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第八条第二項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた」に、「日割に」を「日割りに」に改める。

第十条第二項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）を「勤務時間条例」に改める。

第十三条中「、週休日」を「、勤務時間条例第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日」に、「第五条」を「第五条第一項」に改める。

（人事委員会規則七一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部改正）

第三条 人事委員会規則七一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(3)中「。以下「勤務時間条例」という。」を削り、「第五条」を「第五条第一項」に、「（以下「週休日」を「若しくは同条例第三条第三項若しくは第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務を割り振らない日（以下「週休日等」に改め、同号(4)中「週休日」を「週休日等」に、「三時間四十五分若しくは四時間」を「四時間以下」に改める。

（人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正）

第四条 人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第八号中「から週休日」を「から勤務時間条例第三条第一項、第四条、第五条第一項（勤務時間条例第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第八条第二項の規定に基づく週休日、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

（人事委員会規則七一八五（寒冷地手当）の一部改正）

第五条 人事委員会規則七一八五（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「に規定する週休日の日数」を「、第四条、第五条第一項（同条例第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第八条第二項の規定に基づく週休日並びに同条例第三条第三項及び同条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

（人事委員会規則七一八六（農林漁業普及指導手当）の一部改正）

第六条 人事委員会規則七一八六（農林漁業普及指導手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成七年七月青森県条例第十六号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「又は第五条の規定による週休日」を「及び第五条第一項の規定に基づく週休日、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない

日」に改める。

第四条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）」を「勤務時間条例」に、「読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「読み替えられた勤務時間条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年一月二十六日から施行する。

（人事委員会規則一三八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則の一部改正）

2 人事委員会規則一三八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則（令和五年三月三十一日公布）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第八条第一号」を「第一条の二第二号」に改め、附則第三項中「改正後の規則」の下に「第一条の二、」を加える。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭